

神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

平成22年5月26日市長決定

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 暴力団に關係するかどうかの照会及び回答（第4条—第6条）
- 第3章 除外措置
 - 第1節 経理契約に係る除外措置（第7条—第9条）
 - 第2節 公有財産処分等契約に係る除外措置（第10条—第12条）
 - 第3節 行政財産の使用許可に係る除外措置（第13条—第15条）
 - 第4節 委託契約等に係る除外措置（第16条—第18条）
 - 第5節 指定管理者に係る除外措置（第19条—第21条）
 - 第6節 その他（第22条・第23条）
- 第4章 除外措置の撤回（第24条・第25条）
- 第5章 雜則（第26条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、次に掲げる事務に対して、暴力団及び暴力団員が介入してくることの排除並びに介入してきた場合の対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 神戸市の契約に係る事務
- (2) 神戸市の行政財産の使用許可に係る事務
- (3) 神戸市の指定管理者に係る事務

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (4) 経理契約 契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第2条に規定する経理契約をいう。
- (5) 公有財産処分等契約 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2。以下「公有財産規則」という。）第5条第1号に掲げる普通財産の売払い、交換渡し、譲与及び貸付に係る契約、同条第2号に掲げる同規則第31条の2第1項の規定による行政財産の貸付契約並びに同条第4号に掲げる地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定契約をいう。
- (6) 行政財産の使用許可 公有財産規則第24条に規定する使用許可をいう。
- (7) 委託契約等 「委託事務の執行の適正化に関する要綱（令和2年4月1日行財政局長決定）」の適用を受ける契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣契約（公有財産処分等契約に該当するものを除く。）をいう。
- (8) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (9) 除外措置 本要綱第7条、第10条、第13条、第16条及び第19条に規定する措置をいう。
（暴力団等に係る契約規則第3条第3項に規定する市長が定める資格）

第3条 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「契約規則」という。）第3条第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める資格（第1条に規定する目的に係るものに限る。）は、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこととする。

2 前項の資格についての詳細は、次条以下に定める。

第2章 暴力団に関係するかどうかの照会及び回答

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 経理契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる申請書を市長に提出した者

(ア) 契約規則第3条の2第1項（同規則第27条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「一般競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書

(イ) 契約規則第15条において準用する同規則第3条の2第1項（第27条の6において準用する第27条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により提出するものとされている指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「指名競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書

イ 契約規則第3条の2第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による申請を行った承継人

ウ 一般競争入札参加資格に係る認定又は指名競争入札参加資格に係る認定を受けた者（同規則第3条の2第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により認定の承継を認められた者を含む。）

エ 契約規則第18条第1項の規定により指名競争入札に係る指名を受けた者

オ 本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していないときには、当該入札に係る落札候補者及び落札者

カ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

キ アからカまでに掲げるもののほか、次に掲げる者

(ア) 本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 本市が締結した契約についての履行補助者その他の関係者

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア 公有財産規則第26条に規定する使用許可申請書を部局の長に提出した者

イ 部局の長が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者

(ア) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 委託契約等に関連して次に掲げる者

ア 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

イ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市が締結した契約についての再委託等を受けた者その他の関係者

(5) 指定管理者に関連して次に掲げる者

ア 指定管理者になることを希望する旨の書面を市長に提出した者

イ 指定管理者の指定を受ける予定となっている者又は候補となっている者

- ウ 指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定管理者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、指定管理者から当該公の施設の管理業務に関して再委託等を受けた者その他の関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者
- 2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。
- 第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
 - (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るために、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
 - (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に關係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(暴力団等に關係する旨の回答又は通知を受けた場合)

第6条 市長は、第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について前条各号に定める事項のいずれかに該当する内容の回答を本部長から受けた場合には、当該回答の内容が正当でないと認められる場合その他特段の事情のある場合を除き、該当するとされる第4条第1項各号に掲げる者（同項第1号キ、第2号エ、第3号ウ、第4号ウ及び第5号エに掲げる者（同項第6号の規定によりこれらの者に準ずる者として市長が認める者を含む。）を除く。）について第3章の除外措置をとるものとする。本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も、同様とする。

第3章 除外措置

第1節 経理契約に係る除外措置

(経理契約に係る除外措置)

第7条 市長は、経理契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号アの申請書の提出がなされているがそれに対する認定がなされていない場合 一般競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定又は指名競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定
- (2) 第4条第1項第1号イの申請がなされているがそれに対する認定がなされていない場合 契約規則第3条の2第3項の規定による承継を認めない旨の決定
- (3) 第4条第1項第1号ウの認定がなされている場合 次に掲げるいずれかの措置
 - ア 契約規則第3条の2第4項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく一般競争入札参加資格に係る認定又は指名競争入札参加資格に係る認定の取消し
イ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）の規定に基づく指名停止措置
- (4) 指名競争入札に係る指名を受けているがまだ入札が行われていない場合 契約規則第18条第1項の規定により行った指名の取消し
- (5) 本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していない場合 当該契約を当該落札候補者又は落札者

と締結しない旨の決定

(6) 本市が契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

(契約の解除)

第8条 前条第6号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に、行うものとする。

(1) 契約の相手方が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除できること。

(2) 契約の相手方は、第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除するかどうかを問わず、契約代金の10分の1から10分の3までの範囲内で契約書に定められた割合に相当する金額の違約金を、本市が指定した期日までに本市に支払わなければならないこと。

2 市長は、契約の解除に伴う社会的価値の損失の防止を図る必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、当該契約の条項に前項各号に掲げる事項が規定されているときであっても、前条第6号アの措置をとらないものとすることができます。

(除外措置を行った場合の通知及び公表)

第9条 市長は、第7条の措置を行ったときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

2 市長は、第7条の措置を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 除外措置の対象となる者の氏名又は商号及び住所（法人等にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地）

(2) 除外措置の対象となる者が該当する第5条各号の事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

第2節 公有財産処分等契約に係る除外措置

(公有財産処分等契約に係る除外措置)

第10条 市長は、公有財産処分等契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第4条第1項第2号ア又はイに掲げる者との間で契約がまだ締結されていない場合 これらの者との間で契約の締結を行わない旨の決定

(2) 契約が締結されている場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用等)

第11条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第12条 第9条第1項の規定は、第10条の措置を行ったときについて準用する。

第3節 行政財産の使用許可に係る除外措置

(行政財産の使用許可に係る除外措置)

第13条 市長は、行政財産の使用許可について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第4条第1項第3号アの使用許可申請書が提出されているがまだ行政財産の使用許可がなされていない場合 行政財産の使用の許可をしない旨の決定

(2) 行政財産の使用許可がなされている場合 地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し

(使用許可の取消し)

第14条 前条第2号の措置は、行政財産の使用許可に係る許可の条件に、許可を受けた者が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には許可を取り消すことができる旨が記載されている場合、行うものとする。

2 第8条第2項の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第15条 第9条第1項の規定は、第13条の措置を行ったときについて準用する。

第4節 委託契約等に係る除外措置

(委託契約等に係る除外措置)

第16条 市長は、委託契約等について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第4条第1項第4号アに掲げる者との間で契約が締結されていない場合 次に掲げる措置 その者との間で当該契約の締結を行わない旨の決定(ただし、第22条第1項ただし書の規定を準用する。)

(2) 委託契約等が締結されている場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用等)

第17条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第18条 第9条第1項の規定は、第16条の措置を行ったときについて準用する。

第5節 指定管理者に係る除外措置

(指定管理者に係る除外措置)

第19条 市長は、指定管理者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 指定管理者の指定を行っていない場合 措置の対象者について指定管理者の指定を行わない旨の決定

(2) 指定管理者の指定を行っている場合 次に掲げる措置

ア 指定管理者の指定の取消し

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用)

第20条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第21条 第9条第1項の規定は、第19条の措置を行ったときについて準用する。

第6節 その他

(除外措置を受けた者の取扱い)

第22条 第7条から前条までに定めるもののほか、本市は、除外措置を受けた者との間におけるすべての契約、行政財産の使用許可、指定管理者の指定について、第1条の目的に沿った取扱いがなされるよう、十分な配慮を払わなければならない。ただし、当該除外措置を受けた者の土地につき用地買収(土地区画整理法による土地区画整理事業その他の公共的な事業の用に供するため本市が土地を買い取ることをいう。)を行う必要がある場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 次に掲げる場合において、当該下請負人又は受託者が除外措置を受けた者であり、かつ、必要があると認めるときは、本市は、次の各号に規定する承諾を行わないものとする。下請負人(当該下請負人のさらに下請負人となった者その他の第2次下請段階以降の下請負人を含む。)がさらに第三者の下請負人と下請契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合及び受託者(当該受託者からさらに委託を受けた者その他の第2次委託段階以降の受託者を含む。)がさらに第三者の受託者と委託契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合も、同様とする。

(1) 本市が締結している契約の相手方が元請負人となり第三者である下請負人に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。

(2) 本市が締結している契約の相手方が委託者となり第三者である受託者に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。

3 前項の規定については、指定管理者について準用する。

(共同企業体の取扱い)

第23条 共同企業体の構成員に除外措置を受けた者がいる場合においては、当該共同企業体について、同様の措置を行うものとする。

第4章 除外措置の撤回

(除外措置の撤回)

第24条 除外措置（第7条第3号イに掲げるものに限る。）の撤回は、除外措置の対象者からの申立て又は第6条第1項後段に規定する通報に基づいて行うものとする。

2 市長は、前項の申立てを行った者に対して、第5条各号に規定する事項のいずれにも該当しない旨の誓約書を提出するように要請するものとする。この場合においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条の規定の趣旨を尊重しなければならない。

3 市長は、第1項の申立てがあった場合において、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、除外措置を撤回しなければならない。

(1) 除外措置を行った日から、次に掲げる除外措置の理由の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過していること。

- ア 第5条第1号に該当すること。 24月
- イ 第5条第2号に該当すること。 24月
- ウ 第5条第3号に該当すること。 24月
- エ 第5条第4号に該当すること。 24月
- オ 第5条第5号に該当すること。 12月
- カ 第5条第6号に該当すること。 12月
- キ 第5条第7号に該当すること。 12月

(2) 第1項の申立ての後に行つた第4条第1項の規定に基づく照会の結果（除外措置の撤回が第6条第1項後段に規定する通報に基づいて行われようとしているときにあっては、当該通報の結果）、第1項の申立てを行つた者が第5条各号に規定する事項のいずれにも該当しないと認められること。

4 除外措置の撤回の効力は、遡及しないものとする。

(本市の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第25条 市長は、本市の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 市長は、本市の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら下請負人又は受託者が速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。

3 市長は、本市の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって本市の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延期その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による本市への報告を怠つた場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、行政財産の使用許可を与えた者及び指定管理者について準用する。

第5章 雜則

(区長等への要請)

第26条 市長は、第6条以下の規定により除外措置を行つたときは、次に掲げる者又は機関に対して、同様の措置をとるよう要請するものとする。ただし、市長の権限で措置をとることができる場合は、このかぎりでない。

- (1) 区長
- (2) 水道事業管理者及び交通事業管理者
- (3) 教育委員会
- (4) 本市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (5) 財政援助団体（その行う業務が本市の施策と極めて密接な関連を有している団体であり、かつ、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している団体その他本市から継続的に財政援助を行つていると認められる団体であつて、特に本市からの指導又は調整を行う

必要性があると認められるものをいう。)

(関係機関との連絡調整等)

第27条 本市は、この要綱の運用に当たって、警察その他の関係機関との密接な連携を図るものとする。

2 第4条第1項の照会に係る事務は、行財政局において行うものとする。

3 第4条第1項の照会が必要な場合は、関係部局から行財政局に対して、速やかに照会要求の依頼を行うものとする。

4 次に掲げる場合においては、その旨を、行財政局から各所属に対して、速やかに周知しなければならない。

(1) 第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について第5条各号に定める事項のいずれかに該当する旨の回答を本部長から受けた場合

(2) 本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前号の回答と同じ内容を通報してきた場合

5 各所属の主管課長は、各所属での契約に際して次に掲げる対応を行わなければならない。

(1) 前項の規定により行財政局が周知した事項について調査、確認及びその対応状況(除外措置の内容等についての、行財政局への速やかな報告

(2) 各所属での契約に際し、行財政局から周知した除外措置対象者でないことの確認

6 関係部局においては、第4項の規定により行財政局が周知した事項について所属職員が円滑に確認することのできる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項に関して第22条第1項本文に規定する取扱いが適切になされるよう、最大限の注意を払わなければならない。

(契約規則等の規定の優先)

第28条 前条までに定めるもののほか、この要綱の規定が契約規則その他の法令又は締結した契約の規定(以下「契約規則等の規定」という。)に抵触する場合には、契約規則等の規定が優先する。

(施行細目の委任)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。